○経済産業省令第一号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　吉川　貴盛

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（火薬庫外に貯蔵できる火薬類） **第十五条**　法第十一条第一項ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量（同表に掲げるその他の火工品にあっては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量）とする。この場合において、建設用びょう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラムを超えるものにあってはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあってはその空包の数量二個を一個として換算し、(1)、(7)及び(8)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品に係る数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。	（火薬庫外に貯蔵できる火薬類） **第十五条**　法第十一条第一項ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量（同表に掲げるその他の火工品にあっては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量）とする。この場合において、建設用びょう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラムを超えるものにあってはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあってはその空包の数量二個を一個として換算し、(1)及び(7)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品に係る数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。

貯蔵する火薬類の種類 / 貯蔵する者等の区分	［略］	鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品（キログラム）	［略］
(1)～(7)	［略］	［略］	［略］
(8) 都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者	［略］	0※	［略］

貯蔵する火薬類の種類 / 貯蔵する者等の区分	［略］	鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品（キログラム）	［略］
(1)～(7)	［略］	［略］	［略］
(8) 都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者	［略］		［略］

備考　1～3　［略］

4　※を付した値は、日本工業規格K四八二八―二（二〇〇三）に規定する危険区分が一・四であって、隔離区分がSの状態である航空機用火工品については、0・2とする。

2　［略］

備考　1～3　［略］

［新設］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。